

金 銭 消 費 貸 借 契 約 書

親 子 ・ 親 族 間

収入印紙

貸主〇〇〇〇（以下「甲」という。）と借主〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲乙間の金銭の貸借について、次のとおり契約を締結する。

契約の要項

甲と乙の関係	
貸付金額	
資金の使途	
交付の方法	
利率	
返済方法	
返済口座	
遅延損害金	

第1条（貸付け）

甲は、乙に対し、契約の要項に記載する貸付金額（以下「本件貸付金」という。）を貸し付け、乙はこれを借り受け、本契約の定めに従って返済することを約する。

第2条（交付）

甲は、契約の要項に記載する方法により本件貸付金を乙に交付する。乙の預金口座に入金された時に交付があったものとする。

第3条（利息及び返済）

乙は、契約の要項に記載する利率及び返済方法により、元金及び利息を支払う。返済は、返済の事実が記録に残るよう、甲の返済口座への振込みにより行う。

第4条（返済の記録）

甲及び乙は、返済のつど下記の返済記録に返済日、元金、利息及び元金残高を記入し、甲が確認欄に記名又は押印する。甲及び乙は、振込みの記録が分かる通帳の写し等を本契約書とともに保管する。

第5条（期限前の返済）

乙は、本件貸付金の全部又は一部をいつでも期限前に返済することができる。

第6条（期限の利益の喪失）

乙について次のいずれかの事由が生じたときは、乙は、甲の請求により期限の利益を失い、直ちに本件貸付金の残額を支払う。

- (1) 元金又は利息の支払を引き続き3回以上怠り、甲から相当の期間を定めて書面で催告を受けたにもかかわらず、その期間内に支払わないとき
- (2) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続の申立てがあったとき

第7条（遅延損害金）

乙が本契約に基づく金銭の支払を遅滞したときは、支払期日の翌日から支払済みまで、遅滞した金額に対し契約の要項に記載する割合による遅延損害金を支払う。

第8条（協議）

本契約に定めのない事項が生じたときは、甲及び乙が誠実に協議して定める。返済方法を変更したときは、その内容を書面にして本契約書とともに保管する。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲（貸主）

住所

氏名

印

乙（借主）

住所

氏名

印

返済記録

回	返済日	元金（円）	利息（円）	返済額（円）	元金残高（円）	貸主確認